

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則（第三十四条の二―第三十四条の二の四十六）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二の四十七―第三十四条の五）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二―第三十四条の五）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第八章の二・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十</p>

四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一～四（略）

2～4（略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第一条の七 法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。） その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等という。次号において同じ。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一～四（略）

2～4（略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第一条の七 法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。） その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等という。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

い数

二 法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団(同項第三号に規定する会社等集団をいう。)に属する会社等、当該者の合算議決権数(同項第五号に規定する合算議決権数をいう。)を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者(同項第六号に規定する共同保有者をいう。第三十四条の五において同じ。)、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいれか少ない数

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をするこ

い数

二 法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団(同項第三号に規定する会社等集団をいう。)に属する会社等、当該者の合算議決権数(同項第五号に規定する合算議決権数をいう。)を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者(同項第六号に規定する共同保有者をいう。第三十四条の五において同じ。)が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいれか少ない数

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をするこ

とができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（銀行等に含まれる金融機関）

第四条の二 法第四条第五項に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信用金庫連合会
- 三 農林中央金庫

（営業所等の設置等の届出等）

第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

二・三 （略）

（削る）

2 （略）

とができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（新設）

第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合

二・三 （略）

四 出張所を廃止する場合

2 （略）

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の二 (略)

四 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等(以下「外国保険会社等」という。)を含む。)の資金の貸付けの代理又は媒介

五 七 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務(同条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。))の規定により代理又は媒介を行うことができ、る業務を除く。)に限る。)の代理又は媒介を当該各号に規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 銀行の子会社である外国銀行

二 銀行を子会社とする外国銀行

三 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行(前二号に掲げる者を除く。)

四 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行(前三

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の二 (略)

四 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)の資金の貸付けの代理又は媒介

五 七 (略)

(新設)

号に掲げる者を除く。)

2| 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介とする。）

一| 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十七
七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）

二| 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行

三| 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等である
外国銀行

四| 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会
社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行及び前二
号に掲げる者を除く。）

3| 前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条の二
第二項に規定する法人等をいう。以下この項において同じ。）の総
株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をい
い、前二項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株
主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法
人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当

該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(デリバティブ取引)

第十三条の二の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支

(デリバティブ取引)

第十三条の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支

払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、

当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 (略)

2 (略)

(算定割当量の取得等)

第十三条の二の四 法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するも

払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

(新設)

(新設)

三 (略)

2 (略)

(新設)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するも

の以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一〇十 (略)

十一 第十三条の二の三第一項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引

十四 (略)

十五 法第十一条第二号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引

受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 法第十一条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は

譲渡

十七 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

の以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一〇十 (略)

十一 第十三条の二の二第一項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十四 (略)

十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引

受け及び有価証券関連デリバティブ取引

(新設)

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

254 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、法第四十七條第二項に規定する外国銀行支店（以下「外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

254 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ (略)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十四条の二の十四第二号ロにおいて同じ。)に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ (略)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七

中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二～ト（略）

三（略）

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一～三（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法

十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二～ト（略）

三（略）

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一～三（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法

第十四条の十一の十八 (略)

2 (略)

3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするとき、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号イ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

第十四条の十一の十八 (略)

2 (略)

3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の十一の二十一第一項第二号、第三十四条の五十三の三第三項及び第三十四条の五十三の六第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするとき、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ロ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ハ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二・三（略）

2（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二・三（略）

2（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」とい

十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2～4 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2～4 (略)

5 法第十六条の二第二項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ

う。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2～4 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2～4 (略)

5 法第十六条の二第二項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ

て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
イ・ロ（略）

二（略）

- 三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四（略）

- 五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項に規定する認定を受けている会社

- 六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

- 七 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

- 八 合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれ

て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
イ・ロ（略）

二（略）

（新設）

三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

らの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）

が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6
6
10
（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一 二 （略）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取

6
6
10
（略）

らの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6
6
10
（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一 二 （略）

（新設）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取

引につき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三（略）

十八の四 法第十一条第四号に掲げる業務

（削る）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務及び有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三（略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の五 (略)

十九～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)
第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 発行済株式等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合

ハ・ニ (略)

十八の六 (略)

十九～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)
第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 発行済株式等の総数等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

35 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介とみなされるもの)

第二十九条の二 法第四十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行支店と当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を別の法人とみなした場合に、当該外国銀行の外国銀行外国営業所の代理又は媒介に該当すると認められる行為とする。

第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行(外国銀行支店であつて、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行(法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。)として外国銀行代理業務(同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。)を営もうとするものを除く。)は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

二・三 (略)

35 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 五| 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
- 六| 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書面
- 七| 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
- 八| 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
- 九| 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
- 十| その他第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2| 外国銀行支店であつて、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものは、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一| 理由書
- 二| 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
-

- 三 其他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。
 - 二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - 三 所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。
- イ 所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者
 - ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者
 - ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上

の者のいずれかに該当する者

- ニ 第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（外国銀行代理業務に係る届出）

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

- 一 銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行
- イ 法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可
- ロ 法第十六条の二第五項ただし書に規定する認可
- ハ 法第三十条第一項から第三項までに規定する認可
- ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項に規定する認可
- 二 銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）
- イ 法第五十二条の二三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第三項に

（新設）

規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可

ロ 法第五十二条の二十三第四項ただし書に規定する認可

2 銀行は、法第五十二条の三十五第一項から第三項までに規定する認可るときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面

六 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

七 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第八号及び前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項

(新設)

とする。

- 一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項
- 二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 外国銀行代理業務の営業日及び営業時間に関する事項
- 四 所属外国銀行が、外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項
- 六 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項
- 八 その他必要と認められる事項

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

- 第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第九号及び第三十四条の二の二第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類

（新設）

二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に規定する外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理銀行と他の者を誤認することを防止するための体制

（契約の種類）

第三十四条の二の五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

（新設）

〔特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日〕
第三十四条の二の六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔新設〕

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

〔申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項〕

第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める

〔新設〕

事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うも

のであつても、申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理す

（新設）

る電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客

ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該

期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の

使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の二の十二第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

(新設)

(新設)

2 | 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 | 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

(新設)

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

(新設)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第三十四条の二の十三 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合

(新設)

の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に
関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の

（新設）

四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第十八条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、

中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の二の五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二

(新設)

項において同じ。)とする旨

2| 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定められた日であつて法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2| 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第三十四条の二の十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

(新設)

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする外国銀行代理銀行の商号又はその通称

ハ 令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるらない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十条の二の三十までにおいて「契約締結前交付書面」という。）
- (2) 第三十四条の二の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面
- (3) 第三十四条の二の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十四条の二の十八 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定す

（新設）

る行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の二の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の二の十九 令第十四条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条におい

（新設）

て同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十四条の二十 令第十四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の二十一 令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 外国銀行代理銀行又は当該外国銀行代理銀行が行う広告等に係

(新設)

(新設)

る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の二の十七第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十四条の二の二十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約の解除に関する事項

二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（新設）

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の二の二十三 契約締結前交付書面には、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の二の二十七第一項第十一号に掲げる事項

二 第三十四条の二の二十七第一項第十二号に掲げる事項

3 外国銀行代理銀行は、契約締結前交付書面には、第三十四条の二の二十七第一項第一号に掲げる事項及び法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(新設)

(情報の提供の方法)

第三十四条の二の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第三十四条の二の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。)

- 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。
- イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の二の三十までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。
- 2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。
- 3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。
- 4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特

定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の二の二十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

(新設)

(新設)

-
- 四 受入れの対象となる者の範囲
 - 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
 - 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
 - 七 払戻しの方法
 - 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
 - 九 付加することのできる特約に関する事項
 - 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
 - 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 - 十二 当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
 - 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
- その他当該商品に関する詳細
-

- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項
- 十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法
- 十七 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

第三十四条の二の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」

（新設）

という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行の商号
- 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
- 五 払戻しの方法
- 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
- 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
- 十 顧客の氏名又は名称
- 十一 顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十九 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の

二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締

（新設）

- 結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)
- 二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）
- 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。
- イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
- 2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。
- 3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したもの

とみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（禁止行為）

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第十四条の十一の三各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の

（新設）

五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

第三十四条の二の三十一 法第五十二条の二の五において準用する金

（新設）

融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の二の三十二 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借

（新設）

対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の外国銀行代理銀行にあつては、当該外国銀行代理銀行の本店所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保す

（新設）

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置
- 二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置
- 三 代理又は媒介を行うとする所属外国銀行の業務について、法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置
- 四 所属外国銀行に外国銀行代理銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置
- 五 外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあたっては、当該営業所の顧客に係る取引が、所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理銀行又は他の営業所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置
- 六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に関する届出）

第三十四条の二の三十四 法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える

（新設）

数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

- 2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(標識の様式)

第三十四条の二の三十五 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十号の二に定めるものとする。

(新設)

(分別管理)

第三十四条の二の三十六 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(新設)

(明示事項)

第三十四条の二の三十七 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行つているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供)

第三十四の二の三十八 第十三条の三の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する⁹⁾

(外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止)

第三十四条の二の三十九 外国銀行代理銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 契約の主体が、当該外国銀行代理銀行ではなく、当該外国銀行

(新設)

(新設)

代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第三十四条の二の四十 外国銀行代理銀行は、第三十四条の二の三十七第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第三十四条の二の四十一 外国銀行代理銀行は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等(外国の法令等を含む。)を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(外国銀行代理銀行の密接関係者)

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行である銀行の特定関係者(法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第三十四条の二の四十三 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（新設）

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第三十四条の二の四十四 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反する、又は違反するお

そのある所屬外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介
を行う行為

(外国銀行代理業務に関する帳簿書類)

第三十四条の二の四十五 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所屬外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)

第三十四条の二の四十六 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第十号の二の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の二の規定により

(新設)

(新設)

当該外国銀行代理銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該外国銀行代理業務に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の二の四十七 法第五十二条の二の十一第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

（銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の二 法第五十二条の二第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二・三 (略)

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書(以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合(議決権保有割合(法第五十二条の二の十一第一項第一号に規定する議決権保有

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二・三 (略)

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書(以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合(議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合を

割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。

一 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合(次号に掲げる場合を除く。) 法第五十二条の二の十一第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 (略)

3 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社(外国保険会社を含む。)、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

いう。以下この条及び次条において同じ。)が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。) 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合(次号に掲げる場合を除く。) 法第五十二条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 (略)

3 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

35 (略)

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一5 (略)

六 法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

二・三 (略)

35 (略)

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一5 (略)

六 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 (略)

2 5 4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 5 七 (略)

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式等の取得

6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 5 三 (略)

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の四第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五・六 (略)

2 5 6 (略)

第三十四条の六 (略)

2 5 4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 5 七 (略)

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 5 三 (略)

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五・六 (略)

2 5 6 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第三十四条の十九の二 法第五十二条の二十三の二第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、第三十四条の十六第一項各号に掲げるものとする。

(特例子会社対象業務)

第三十四条の十九の三 法第五十二条の二十三の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の四 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象会社(同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)を持株特定子会社(同条第三項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

及び次条において同じ。)とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子

-
- 会社等となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る特例子会社対象会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容を記載した書面
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面
- ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
- 二 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)並びに当該銀行の単体自己資本比率(法第十四条
-

の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。
）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三の二第六項の規定による認可について準用する。

（銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

第三十四条の十九の五 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるものうち、第三十四条の十九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

（新設）

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

三 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

2 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 （略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 （略）

2・3 （略）

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 （略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

十一 （略）

2・3 （略）

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

- (3) (略)
三・四 (略)
2 (略)

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する

- (3) (略)
三・四 (略)
2 (略)

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する

法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を

法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を

取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物

取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物

品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項があつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 （略）

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下

品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項があつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 （略）

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下

第三十四条の五十三の十七までにおいて「契約変更書面」という。
）を交付しているとき。

2
(略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行代理業者(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)
の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)
の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信

第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約変更書面」という。
）を交付しているとき。

2
(略)

(新設)

回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の

閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。
。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項

に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三第一項の規定により

(新設)

示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち銀行代理業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 (略)

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の二 (略)

四 第九条第一項第一号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十三 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十四 (略)

2 第十四条の十一の二十九第一項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十五 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の二 (略)

四 第九条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五〇十九 (略)

(削る)

(削る)

二〇・二一 (略)

二二〇・二二九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 削除

十四 削除

一五〇・二二二 (略)

4 (略)

五〇十九 (略)

二〇 自己資本比率（法第十四条の二各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより銀行の定める算出の方法を用いようとする場合

二一 前号に規定する銀行の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

二一の二・二一の三 (略)

二二〇・二二九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより銀行持株会社の定める算出の方法を用いようとする場合

十四 前号に規定する銀行持株会社の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

一五〇・二二二 (略)

4 (略)

<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む）の取扱いに関する事項を記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二〜六（略）</p> <p>6〜10（略）</p>	<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む）の取扱いに関する事項を記載した書面</p> <p>ホ（略）</p> <p>二〜六（略）</p> <p>6〜10（略）</p>
--	--